

川崎市交通局規程第 3 号

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 7 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程

川崎市交通局分課分掌規程（昭和 2 7 年交通部規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

企画管理部	
庶務課	庶務係
職員課	
経営企画課	
経理課	出納係 財務係
自動車部	
管理課	
運輸課	運輸係 車両係
安全・サービス課	

第 3 条の表を次のように改める。

企画管理部

庶務課

- （１） 職員の勤務条件に関すること。
- （２） 労働組合との調整に関すること。
- （３） 職員の給与に関すること。
- （４） 職員の福利厚生に関すること。

- (5) 職員の被服の貸与に関する事。
- (6) 職員の公務災害に関する事。
- (7) 職員の衛生管理及び安全管理に関する事。

庶務係

- (1) 局内の連絡調整に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。
- (3) 条例、規程等の調整及び審査に関する事。
- (4) 公文書の収受発送及び保管に関する事。
- (5) 公印の総括管理に関する事。
- (6) 市議会に関する事。
- (7) 危機管理の総合調整に関する事。
- (8) 広報及び広聴の総合調整に関する事。
- (9) 局報の発行に関する事。
- (10) 庁内管理に関する事。
- (11) 乗用自動車の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）
- (12) 局内他課の主管に属しない事。

職員課

- (1) 職員の任免、分限、賞罰、服務その他身分取扱いに関する事。
- (2) 職員計画に関する事。
- (3) 職員の選考に関する事。
- (4) 職員の人事評価に関する事。
- (5) 職員の研修に関する事（安全・サービス課の所管に属するものを除く。）

経営企画課

- (1) 経営計画の策定、調整及び進行管理に関する事。

- (2) 経営の分析及び改善に関する事。
- (3) 企画及び総合調整に関する事。
- (4) 局の行財政改革の推進に関する事。
- (5) 国庫補助金に関する事。
- (6) 情報化推進の総合調整に関する事。
- (7) 脱炭素関係業務の総合調整に関する事。

経理課

- (1) 工事その他の請負契約に関する事。
- (2) 物件の購入及び修繕契約に関する事。
- (3) 物件の売却契約に関する事。
- (4) その他用度に関する事。

出納係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 預金現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (3) 会計証拠書類及び会計帳簿の審査保管に関する事。
- (4) 出納及び収納取扱金融機関に関する事。
- (5) 資金調達（企業債を除く。）に関する事。
- (6) 債券の管理、保管及び受取利息に関する事。
- (7) 固定資産の総括管理及び減価償却に関する事。
- (8) 財産の損害保険に関する事（安全・サービス課が所管するものを除く。）。
- (9) 不用品の処分に関する事。
- (10) 課内他係の主管に属しない事。

財務係

- (1) 予算及び決算に関する事。

(2) 企業債に関すること。

(3) 財務諸表の作成に関すること。

自動車部

管理課

(1) 部内の連絡調整及び営業所の総括管理に関すること。

(2) 乗車券類に関すること。

(3) 乗車料金に関すること。

(4) 運輸収入等の精算に関すること。

(5) 乗車券発売所に関すること。

(6) 停留所施設の整備及び維持管理に関すること。

(7) 営業所施設の管理、改修等に関すること。

(8) 営業所の建替えに関すること。

(9) 広報に関すること。

(10) 広告に関すること。

(11) その他営業推進に関すること。

(12) 部内他課の主管に属しないこと。

運輸課

運輸係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 運行に関すること。

(3) 運行計画の策定、変更及び実施に関すること。

(4) 走行環境整備に関すること。

(5) 自動車運転手及び誘導員の配置計画に関すること。

(6) 車内放送及び方向幕に関すること。

(7) 貸切バス事業に関すること。

- (8) 課内他係の主管に属しないこと。

車両係

- (1) 営業車両の維持管理に関すること。
- (2) 営業車両の整備及び検査の計画に関すること。
- (3) 営業車両の仕様に関すること。
- (4) 営業所整備係との指導連絡調整に関すること。
- (5) 営業所の整備係員の配置計画に関すること。

安全・サービス課

- (1) 輸送の安全の確保に係る基本的な方針及び計画の策定並びに事業の実施に関すること。
- (2) 輸送の安全の確保に係る内部監査の実施及び業務の改善に関すること。
- (3) 輸送の安全に係る文書等の管理及び情報の公表その他運輸安全マネジメントに関すること。
- (4) 自動車運転手の指導教育に関すること。
- (5) 自動車の保険及び事故に関すること。
- (6) お客様サービスの向上に係る調査、分析及び企画に関すること。
- (7) 広報に関すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。